

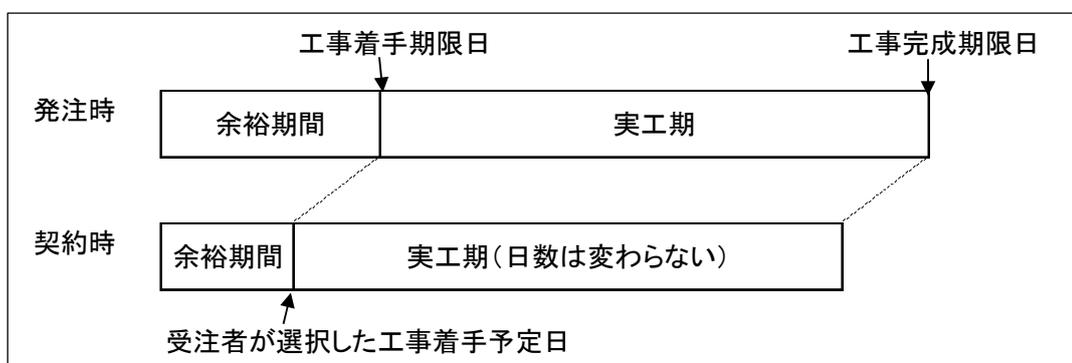
## 建設工事余裕期間制度について

### 1 趣旨

三原市建設工事余裕期間制度適用契約実施要領に基づき、任意着手方式を適用し発注するものです。

### 2 余裕期間制度（任意着手方式）について

発注者が入札公告で示した「工事着手期限日」までの間で、受注者が「工事着手予定日」を選択する方式です。



### 3 用語の定義

余裕期間：落札者決定日の翌日から工事着手期限日までの期間。

実工期：工事着手期限日から工事完成期限日までの日数。

実際に工事を施工するために必要な期間（準備期間と後片付け期間を含む）。

工事着手期限日：発注者が入札公告で指定する、受注者が工事着手予定日として選定できる期間の末日。

工事完成期限日：発注者が入札公告で指定する、受注者が実工事終期として選定できる期間の末日。

### 4 対象工事

発注者がこの制度を適用することを入札公告で明示した建設工事を対象とします。

### 5 入札公告への記載について

入札公告の左上部分に「余裕期間制度適用工事（任意着手方式）」と記載します。

入札公告内の工事期間に「任意着手方式により、余裕期間を設定します。（別紙のとおり）」と記載します。

別紙1を入札公告に添付します。

## 6 契約書への記載について

別紙2を特約事項として契約書に添付します。

## 7 技術者等の配置について

現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、契約時に三原市に届け出て、工事着手日から現場に配置する必要があります。（余裕期間内は配置不要です。）

現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、入札参加希望書提出日の3ヶ月以上前から継続して雇用関係にある者に限ります。

## 8 落札決定から契約締結まで

- (1) 三原市が落札決定の通知をFAXで送付した日の翌日までに、別紙工事着手予定日及び実工事終期届出書により実際の工期を届け出てください。
- (2) その後、受注者が届け出た工期を記載した契約書を三原市契約課で作成します。

※契約保証の期間は、契約日から実工事終期までとしてください。

※前払金は、工事着手日より前には請求できません。

## 余裕期間制度適用工事について

- 1 本工事は、任意着手方式により、余裕期間を設定した工事です。
- 2 本工事の実工期は、○日間とします。  
本工事の工事着手期限日は、○年○月○日とし、工事完成期限日は、○年○月○日とします。落札者は落札決定後、工事着手予定日及び実工事終期を届け出るものとします。
- 3 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しません。  
現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置に係る要件は、工事着手日時点で満たしている必要があります。
- 4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、入札参加希望書提出日の3ヶ月以上前から継続して雇用関係にある者に限ります。
- 5 契約日から工事着手日までの工事現場の管理は、発注者の責任において行います。
- 6 受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことはできますが、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事の着手を行うことができないものとします。
- 7 受注者は、工事着手日より前に前払金の支払いを請求することができないものとします。
- 8 その他、余裕期間制度適用契約工事については、「三原市建設工事余裕期間制度適用契約実施要領」によるものとします。

# 特約事項

別紙2

(余裕期間制度適用契約に関する事項)

- 1 受注者は、工事着手日より前に前払金の支払いを請求することができないものとする。
- 2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事の着手を行うことができないものとする。
- 3 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しない。
- 4 コリンズへの登録における技術者の従事期間は、実際の工期をもって登録するものとする。(余裕期間は含めない。)

(様式)

令和 年 月 日

三原市長 様

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

### 工事着手予定日及び実工事終期届出書

次のとおり工事着手予定日及び実工事終期を届出ます。

#### 1 工事及び工期について

1	工 事 名		
2	工事場所		
3	本工事の余裕期間制度適用契約の方式（入札公告による） （該当する番号に○）	1 発注者指定方式 2 任意着手方式 3 フレックス方式	
4	工事着手	工事着手期限日（入札公告）	工事着手予定日（予定の始期）
		令和 年 月 日	令和 年 月 日
5	工事終期	工事完成期限日（入札公告）	実工事終期（予定の終期）
		令和 年 月 日	令和 年 月 日

#### 2 注意事項

- (1) 発注者指定方式の場合「実工事終期（予定の終期）」の日付欄については「令和一年 月 日」とすること。
- (2) 工事着手予定日は工事着手期限日以前の日付、実工事終期は工事完成期限日以前の日付であること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）は、工事着予定日から実工事終期まで配置すること。
- (4) この届出書は、落札後契約締結までに三原市に提出すること。